



**Better Health, Brighter Future**

会社名 武田薬品工業株式会社  
代表者 代表取締役社長 長谷川閑史  
(コード番号 4502 東証第1部)  
報道関係問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部  
Tel 03-3278-2037

## News Release

2014年4月8日

### 2型糖尿病治療剤「アクトス®」に起因する膀胱癌を主張する製造物責任訴訟の陪審評決について

米国時間4月7日、2014年2月3日から続いておりましたルイジアナ州西部連邦裁判所で行われた2型糖尿病治療剤「アクトス®」に起因する膀胱癌を主張する製造物責任訴訟(原告 Terrence Allen ほか)において、原告の主張を認める陪審評決がありました。評決においては、補償的損害賠償として総額147.5百万米ドル(当社側負担割合75%、Eli Lilly and Company(本社:米国インディアナ州インディアナポリス、以下「イーライリリー社」)負担割合25%)を認定する一方、懲罰的損害賠償として当社に60億米ドル、イーライリリー社に30億米ドルの損害額をそれぞれ認定しました。

武田ファーマシューティカルズUSA Inc.のSenior Vice President 兼法務部長であるKenneth D. Greismanは、「本件を訴えておられるAllen家の方々の胸中はお察しいたしますが、このたびの陪審評決は大変遺憾であり、到底承服いたしかねますので、当社は、本評決について、審理後申立てならびに上訴を含め、可能なあらゆる法的手段を以って争ってまいります。当社は、提出された証拠は、本剤とAllen様の膀胱癌との間に因果関係があるとの事実認定を支持していないと確信しています。また、審理においても、当社はアクトスについて真摯に対応していることを理解いただくよう、努めてまいりました。当社は患者さんの安全を第一に考えており、アクトスが2型糖尿病の治療において有用な治療薬であると確信しています」と述べています。

これまで行われた3つの事件では、いずれも原告側の主張は認められておりません。本事件はアクトスに関連して連邦裁判所に提起され、併合審理されている事件中<sup>※</sup>で最初に審理に付された事件です。

※ 併合審理された事件を、multidistrict litigation と言い、MDL と略称することがあります。

以上